

「2019 年度福岡ヘルス・ラボ」募集要項

1 事業の目的

- 人生 100 年時代に向けて、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会の実現を目指し、産学官民オール福岡で取り組む「福岡 100」の一環として、「福岡ヘルス・ラボ」における社会実験の提案を募集します。
- 「福岡ヘルス・ラボ」は、「楽しみながら」「自然に」健康づくりに取り組めること（「健康行動の習慣化¹⁾」）が期待できる製品・サービスや仕組み（以下、「プロダクト」という。）について、市民の参画を得ながら、その効果を検証し、評価・認証することを通じて、事業者のプロダクトの普及の後押しを行います。

¹ 福岡ヘルス・ラボでは、厚生労働省の「行動変容ステージモデル」に基づき、「当該プロダクトが促す健康行動の変容が6ヶ月以上継続すること」を「健康行動の習慣化」の指標とする。但し、プロダクトによっては、事業評価委員会の審査に基づき、異なる期間・状態等を指定する場合があります。（参考：厚生労働省 e-ヘルスネット <https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/exercise/s-07-001.html>）

2 募集期間

2019（令和元）年 11 月 11 日（月）～2020（令和2）年 1 月 31 日（金） 12:00 まで

3 募集事業

- 「健康日本 21 福岡市計画」において生活習慣の改善を目指す、〈栄養・食生活〉〈運動〉〈休養〉〈飲酒〉〈喫煙〉〈歯・口腔〉のいずれかの分野において、市民の意識・行動変容を目指すプロダクトの効果を、福岡市または福岡市を含む複数の自治体圏域で検証する社会実験であること。ただし、医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに体内摂取する食品や侵襲²⁾性の高いプロダクトに関する社会実験は除く。
- ² 侵襲：体に有害となる可能性のある行為とその程度のことを指す。福岡ヘルス・ラボにおける侵襲とは、身体への装着や運動・活動への参加等によって、参加する市民の身体又は精神に傷害や負担が生じること。
- 市民の健康維持・増進、介護予防などに効果をもたらす健康行動に「つい取り組みたくなる」「楽しみながら取り組める」ことにより、「健康行動の習慣化」を期待できるプロダクトに係るものであること。
- 特に、下記資料を参照のうえ、健康づくり等の指標において、福岡市が悪化している項目、改善しているが全国を下回る項目、国の目標値に達していない項目などの改善に資するものであることが望ましい。

<参考資料>

- 健康日本 21 福岡市計画（平成 25～32 年度）
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shika-eiyo/shisei/kenkonippon21.html>
- 健康日本 21 福岡市計画の中間評価（平成 25～29 年度）
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shika-eiyo/health/kenko-dukuri/kenkonippon21.html>
- 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等と福岡市の現状
詳しくは、本募集要項 P. 10 を参照のこと

- なお、実施においては、以下の条件を満たすこと。
 - (1) 2021（令和3）年7月31日までに、社会実験を完了し、報告書を提出すること（期日までに完了しなかった場合、採択の取り消しを行う場合がある）
 - (2) 参加する市民の個人情報及び権利を守ること
 - (3) 原則、参加する市民に対して経済的負担を求めないこと

4 応募資格

- (1) 日本国に事業所を有する法人、若しくは日本国に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）
なお、複数の法人で共同して（企業等連合体として）応募する場合は、全ての法人が本資格を満たすこと
- (2) 福岡市内で社会実験の実施が可能であること
- (3) 福岡市が措置する指名停止期間中の者でないこと
- (4) 社会実験を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (7) 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと
- (8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- (9) 市町村税を滞納している者でないこと
- (10) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと

5 提案内容

下記の項目について、全て記載すること。

提案の際は、提案書様式（様式2）に記載されている留意事項も参考にすること。

- (1) 認証を希望するプロダクトについて

- ①プロダクトの概要

注1) 当該プロダクトが促す健康行動による「健康への効果」について、そのエビデンス（査読付き論文等）を示すとともに、当該資料を必ず添付すること。

- ②楽しみながら自然に健康づくりに取り組める工夫や仕掛け

- ③事業展開イメージ

- (2) 社会実験の計画について

- ①社会実験の計画の概要

- ②スケジュール

注1) 社会実験の実施期間については、「健康行動の習慣化」が明確になるだけの十分な期間を設けること。

- ③実施地域又は場所

注1) 主たる実施地域又は場所は福岡市内に設定してください。ただし、全国など広域での比較を目的とする社会実験の場合は、この限りではありません。

注2) アプリケーションの活用、遠隔地へ提供するプログラムなど、市外での実施に合理的な理由がある場合は、事務局に相談してください。

- ④予定参加者数

注 1) 過去の研究等を参考に、実験デザインに応じた、効果測定に十分なサンプル数を設定すること。

⑤参加者の選定条件及び除外条件

⑥参加者の募集方法

⑦健康行動の習慣化に関する効果測定の方法、測定項目及び目標値

注 1) 福岡ヘルス・ラボは、設定された目標値を踏まえ、社会実験の結果を評価します。

注 2) 効果測定の方法は自由とするが、介入前後の比較等を行うこと。できれば、既存の標準的な方法との比較を行うことが望ましい。

⑧社会実験の実施体制

⑨参加者への配慮

6 提出書類

(1) 提出書類の種類

提出書類		説明
提案書類	①応募申込書兼誓約書 (様式1)	・(共同事業体による応募の場合) 代表事業者名で作成し、提出してください。
	②社会実験提案書 (様式2)	・「5 提案内容」で指定するすべての項目について、記載してください。
	③健康への効果に関するエビデンス	・プロダクトが促す健康行動の「健康への効果」を示すエビデンス(査読付き論文等)に関する資料を添付してください。
	④法人概要・事業経歴書 (様式3)	・(共同事業体による応募の場合) 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に作成し、提出してください。
	⑤共同事業体調書 (様式4)	・複数の事業者による共同事業として提案する場合、提出してください。
	⑥当該提案内容の参考資料	・提案内容や当該プロダクトについて補足する情報があれば資料を提出してください(過去の類似する社会実験など)
添付書類	⑦登記事項証明書 (全部事項証明)	・法務局発行の「現在事項全部証明書」 ・役員全員の名前が記載されていることを確認してください。 ・(共同事業体による応募の場合) 共同事業体を構成する事業者すべてについて取得し、提出してください。
	⑧市町村税を滞納していないことの証明書	・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
	⑨消費税及び地方消費税納税証明書	・本社所在地の所轄の税部署発行の証明書を提出すること。 ・証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。
	⑩財務諸表	・直近の決算2年分の、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し ・(共同事業体による応募の場合) 共同事業体を構成する事業者すべてについて個別に提出してください。
	⑪申請者の概要がわかるもの	・会社概要、プロダクトのパフレットなど

注1) ⑦登記事項証明書は、令和元年8月8日以降に発行された原本を提出してください。

注2) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契

約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該登録の有効期限内にこの提案募集の提出期限日が含まれている場合は⑦～⑩の提出は不要

(2) 提出書類の部数

① 1事業者による応募の場合

提案書類（提出書類①～④、⑥）各 12 部（1 部原本、残り 11 部は複写可）

添付資料（提出書類⑦～⑩）各 1 部

② 共同事業者による応募の場合

提案書類（提出書類①～⑥）各 12 部（1 部原本、残り 11 部は複写可）

添付資料（提出書類⑦～⑩）構成する事業者すべてについて各 1 部

(3) 提出書類の取扱い

① 「応募申込書兼誓約書」ほか提出書類の提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

② 提出書類は返却しません。提出書類は、採択に至った場合に使用するほかは、提案の選考以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

③ 提出いただいた書類は、提案の選考事務に必要な場合、複製することがあります。

7 事前相談

福岡ヘルス・ラボ運営事務局（以下「事務局」という。）にて、提案に関する事前相談を受け付けます。

(1) 受付期間

2019（令和元）年 11 月 11 日（月）～2020（令和 2）年 1 月 17 日（金）

(2) 申込方法

事前相談を希望される場合は、留意事項をご確認の上、希望日の 2 週間前までに、福岡ヘルス・ラボホームページ「お問合せフォーム」（<http://f-healthlab.jp/contact/>）から、相談希望日時および相談内容を明記して、お申込ください。

(3) 留意事項

① 提案の評価に関わるご相談はお答えできません。また、ご相談内容によって、お答えができない場合や後日の回答となる場合があります。

② ご相談いただいた内容について、提案を検討する他の事業者の参考となる情報と判断できる場合は、「提案に関する Q&A」として、事務局からの回答とともに、福岡ヘルス・ラボホームページに掲載させていただく場合があります。

③ 事前相談は、1 事業者あたり 3 回までとします。

④ 原則として、福岡ヘルス・ラボ事務局へのご訪問による相談としますが、応募者が遠方の場合は、電話等での相談も承ります。申込時にその旨をご連絡ください。

8 質問

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、下記に従って質問書を提出ください。

(1) 提出期限・方法

2020（令和元）年 1 月 10 日（金）17 時までに、福岡ヘルス・ラボホームページ「お問合せフォーム」（<http://f-healthlab.jp/contact/>）から提出し、質問票を提出した旨を電話で連絡してください。

(2) 提出書類

質問票（様式 6）

(3) 回答

質問に対する回答は、受付日の翌日から3営業日以内に福岡ヘルス・ラボホームページ内 (<https://f-healthlab.jp>) に掲載します。

9 提案書の提出

(1) 提出期限・提出方法

2020（令和元）年1月31日（金）12時までに、郵送（必着）又は持参してください。

(2) 送付・持参先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内

福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館

TEL：092-733-5682 / FAX：092-733-5680

受付時間 平日9：00～17：00

(3) その他留意事項

- ①提出期限を過ぎての提出は、理由の如何によらず受理できません。
- ②提案に係る一切の費用は、申請事業者が負担するものとします。

10 提案事業の選考

(1) 選考方法

- ①提案は、事業評価委員会を開催し、審査基準に基づき選定します。なお、審査においては、事業者によるプレゼンを求める場合があります。審査は2020（令和2）年3月を予定しており、プレゼンを求める場合は、詳細な時間・場所等について、応募事業者に事務局よりeメール及び電話で連絡します。
- ②事務局による提案内容の確認や事業評価委員会による審査の過程において、提案内容に関する追加資料等の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

審査は以下の観点から総合的に判断して行います。

- ①社会的意義（プロダクトの普及に社会的な意義があるか）
- ②有効性（プロダクトの利用により、健康行動に「楽しみながら」「自然に」取り組めることが期待できるか）
- ③信頼性（プロダクトが促す健康行動による健康への効果について、査読付き論文等により、裏付けがなされているか）
- ④社会実験の科学的合理性及び実現可能性（効果検証にあたって社会実験の参加者数や期間等の計画は合理的かつ実現可能か）
- ⑤参加者への配慮（安全の確保、個人情報の保護等）
- ⑥事業性（プロダクトの普及において市場性や将来性があるか）

(3) 選定における留意事項

選考の結果、提案を選定するにあたっては、事業評価委員会より、実験内容等の変更や倫理審査等の手続きを要請する場合があります。

(4) 失格要件

本募集要項に定める条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、事業評価委員会委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

11 選考結果通知

選考結果は、すべての提案事業者に対し e メールで通知する予定です。(通知日は、3月下旬を予定していますが、決まり次第、提案事業者の皆様にお知らせします。)

採択した事業者名及びプロダクトの名称・概要については、福岡ヘルス・ラボホームページで公表します。

なお、結果に関する問い合わせはお受けできません。

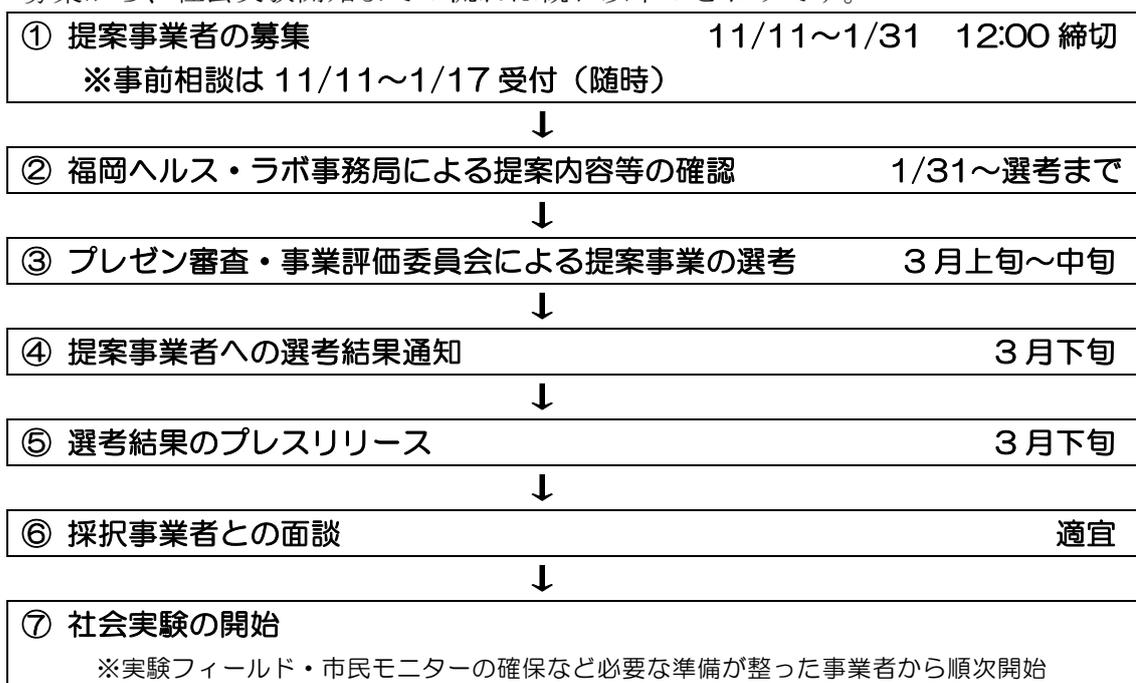
12 役割分担

福岡ヘルス・ラボ (サポート内容)	採択事業者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会実験のフィールド調整(企業や施設地域とのマッチング等)、モニター募集の支援 ○ PRのための場の提供(市の関連イベントへの参加など)、記者発表、福岡ヘルス・ラボHPでの紹介等 ○ 福岡ヘルス・ラボ認証マークの付与、認証プロダクトのPR(認証プロダクトのみ) ○ <u>市の予算化の検討(独自性があり、かつ行政課題の解決に著しい効果が認められた場合)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会実験の運営全般 ○ 社会実験にかかる費用の負担 ○ 社会実験のモニター募集 ○ 社会実験で得られたデータ等の検証、福岡ヘルス・ラボ及び実施施設等への提供(必要に応じて) ○ 社会実験報告書の作成

13 応募から認証までの流れ

(1) 募集開始から社会実験開始までの流れ

募集から、社会実験開始までの流れは概ね以下のとおりです。



(2) 社会実験開始から認証までの流れ

採択された社会実験は、概ね下記のとおり進めていく予定です。

①実施計画の確認

- ・事業者は、必要に応じて、社会実験の詳細を計画した実施計画書を事務局に提出してください。

②社会実験の進め方の確認

- ・事業者と事務局との間で、事業実施にあたっての作業や責任分担等の必要な事項について確認し、契約等を締結します。

③社会実験に協力いただく市民モニターの募集

- ・社会実験への参加者を募集します。なお、地域や施設を定めて社会実験を行う場合は、必要に応じて、福岡ヘルス・ラボ事務局がマッチングを支援します。
- ・事業者は、必要に応じて参加を希望する市民への説明会やプレゼンテーション等を開催します。
- ・社会実験に参加する市民を決定し、事業者と市民との間で社会実験に係る契約等を締結します。

④社会実験の実施

- ・事業評価委員会で承認された方法に基づき、市民モニターの協力を得てプロダクトの実験及び効果測定を行います。
- ・効果測定中は、事業評価委員会が求める測定現場、データの保管方法、分析方法等の確認をすることがあります。
- ・効果測定で得られたデータに基づき、健康行動の習慣化につながったかどうか等を検証します。

⑤実験結果の評価及びプロダクトの認証

- ・社会実験が終了した際、本事業で得られたデータに基づく検証結果を含む社会実験報告書を、事業評価委員会へ提出してください。
- ・事業評価委員会は、事業者による検証結果に基づき、以下の観点から評価し、プロダクトの認証可否を判断し、その結果を福岡ヘルス・ラボ運営委員会に進達します。
 - 1) 健康行動の習慣化における有効性
(社会実験の結果、採択時に設定した健康行動に関する目標値を達成したか)
 - 2) 社会実装の可能性
(社会実験の結果、サービスの普及の可能性が認められたか)
- ・運営委員会は、事業評価委員会の評価に基づき、当該プロダクトを『「自然に」「楽しみながら」健康づくりに取り組めるプロダクト』として認証を付与します。

⑥社会実験結果の公表及び認証プロダクトに対する支援

- ・社会実験の最終結果（可能な場合は中間結果を含む）は、福岡ヘルス・ラボホームページなどで公表します。具体的な広報方法は、プロダクトに応じて個別に調整します。
- ・福岡ヘルス・ラボは、認証を付与されたプロダクトに対して、認証マークの交付、PR 機会の提供などを支援します。
- ・事業者は、別に定める規程等に基づき、プロダクトの周知・広報に認証マークを使用できます。
- ・社会実験の結果、特に効果が認められた場合は、市が予算化を検討する場合があります。

14 注意事項

- (1) 事業者には、事業評価委員会より事業の進捗や事業成果等の状況について報告を求めることがあります。また、必要に応じ、進捗・状況確認のため現地に赴く場合があります。
- (2) 社会実験に係る費用（事業評価委員会から事業者に対する知的財産権の利用状況調査、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応等を含む）は、事業者が負担するものとします。
- (3) 社会実験の参加者の選定条件等により、対象となる市民モニターが集まらないなどを理由に、社会実験を行えない場合があります。あらかじめご了承ください。

15 お問い合わせ先

福岡ヘルス・ラボ事務局 福岡地域戦略推進協議会内
福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館
TEL： 092-733-5682 / FAX： 092-733-5680
受付時間 平日 9：00～17：00

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する目標等と福岡市の現状

■ 国の目標値に到達しているもの
■ 国の現状値に到達しているが目標値には到達していないもの
■ 国の現状値に達していないもの

項目	具体的指標		国		福岡市
	健康日本21にも同様の指標があるもの		現状値 (H28)	目標値 (H34)	現状値(出典)
第一 歯科疾患の予防に関する目標					
(1) 乳幼児期: 健全な歯・口腔の育成	① 3歳児でう蝕のないものの割合の増加		83.0% (H27)	90%	83.3% (H27)(* 1) 86.3% (H28)(* 1)
(2) 学齢期: 口腔状態の向上	① 12歳児でう蝕のない者の増加		64.5%	65%	61.6% (* 2)
	② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少		19.8%	20%	-
(3) 成人期(妊産婦である期間を含む) 健全な口腔状態の維持	① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少		27.1%(H26)	25%	-
	② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少		44.7%	25%	57.9% (* 3)
	③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少		35.1%	10%	49.2% (* 3)
	④ 40歳で喪失歯のない者の割合		73.4%	75%	95.6% (* 3)
(4) 高齢期: 歯の喪失の防止	① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少		34.4%	10%	31.2% (* 3)
	② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少		59.4%	45%	72.4% (* 3)
	③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加		74.4%	70%	75.3% (* 3)
	④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加		51.2%	50%	55.8% (* 4)
第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標					
(1) 乳幼児期及び学齢期: 口腔機能の獲得	① 3歳児での不正咬合等が認められるものの割合の減少		12.3% (H27)	10%	10.8% (H27) (* 1) 11.3% (H28) (* 1)
(2) 成人期及び高齢期: 口腔機能の維持・向上	① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加		72.6% (H27)	80%	60～64歳 77.5% (* 5) 65～74歳 71.5% (* 5)
第三 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難なものに対する歯科口腔保健における目標					
(1) 障害者・障害児: 定期的な歯科検診・歯科医療の推進	① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加		62.9%	90%	68.0% (* 6)
(2) 要介護高齢者: 定期的な歯科検診・歯科医療の推進	① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加		19.0%	50%	-
第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標: 歯科口腔保健の推進体制の整備					
	① 過去一年間に歯科検診を受診した者の割合の増加		52.9%	65%	51.2% (* 5)
	② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加		26都道府県 (H27)	23都道府県	
	③ 12歳児の一人平均歯数が1.0未満である都道府県の増加		28都道府県	28都道府県	
	④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加		43都道府県 (H29.4月)	36都道府県	
出典・備考等	【国の現状値出典】 3歳児歯科健康診査(H27年度), 学校保健統計(H28年度), 歯科疾患実態調査(H28年), 国民健康・栄養調査(H26およびH27年度), 厚生労働科学特別研究(H28年) 【福岡市の現状値出典】 * 1: 3歳児歯科健康診査(H27, H28年度) * 2: 福岡市学校保健統計(H28年度) * 3: 歯科節目健診(H28年度) * 4: 福岡市高齢者実態調査(H28年度) * 5: 市民の健康づくりに関するアンケート調査(H28年度) * 6: 障がい者施設における歯科保健アンケート調査(H29年度) ※入所, 短期入所, 共同生活援助施設に実施				